

事務連絡  
令和4年7月8日

居宅介護支援事業所  
地域包括支援センター  
訪問介護事業所  
訪問看護事業所  
訪問リハビリテーション事業所 御中

岡山県保健福祉部 保健福祉課指導監査室  
新型コロナウイルス感染症対策室  
長寿社会課

オミクロン株の特性を踏まえた要介護高齢者が  
感染した場合等の対応について（お願い）

平素より、本県の保健福祉行政に格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症において現在感染の主流となっているオミクロン株は、無症状者や軽症者が多く、その中には、在宅で介護サービスを利用されている高齢者も多くおられます。

厚生労働省発出の令和3年2月5日付け事務連絡等では、自宅療養となった介護サービス利用者に必要なサービスを提供されるよう、県や居宅介護支援事業所等及び訪問系の介護サービス事業所の取組が示されています。また、県では、サービス提供体制確保事業により、必要なかかり増し費用の助成を行っているところです。

つきましては、事業者の皆様におかれましては、介護サービス利用者が新型コロナウイルス感染症に感染し自宅療養となった場合や、濃厚接触者となった場合においても、感染防止対策を徹底した上で、生活に必要な介護サービスを提供いただきますよう、お願いいたします。

## 記

### 1 居宅介護支援事業等及び訪問系の介護サービス事業所における取組

（厚生労働省 令和3年2月5日付け事務連絡 一部抜粋）

- 自宅療養にあたっては、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る自宅療養の実施に関する留意事項（第4版）（令和2年8月7日改訂）」等を踏まえ都道府県等においてフォローアップ等がなされるが、当該要介護高齢者については、居宅介護支援事業所及び地域包括支援センター（以下、「居宅介護支援事業所等」という。）が、必要に応じて保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保すること。その際、保健所とよく相談した上で、訪問系の介護サービスの必要性を再度検討する。

## <具体的な対応>

- ① 訪問系の介護サービスの必要性を検討の結果、サービスを提供することとなる場合には、訪問系の介護サービス事業所は、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点（その2）（一部改正）」における、別紙「社会福祉施設等（居宅を訪問して行うサービス）における感染防止に向けた対応について」の2.（4）②を参考にしつつ、特に、以下のような点について留意すること。
  - ・ サービスの提供に当たっては、訪問時間を可能な限り短くする等、感染防止策を徹底すること。具体的には、サービス提供前後における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を行うと同時に、事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫を行うこと。
  - ・ 感染している利用者に直接接触する場合または患者の排泄物を処理する場合等は、サージカルマスク、眼の防護具、長袖ガウン、手袋を着用すること。
  - ・ 自宅療養中においては、都道府県等が毎日健康状態のフォローアップを行うが、サービス提供中に状態の変化等がみられた場合は、事業所は速やかに都道府県等の担当職員に連絡すること。  
なお、居宅介護支援事業所等においても、同様の対応をとること。
- ② また、療養上の必要性の観点から、主治の医師の指示の下に、訪問看護を利用することや、訪問系の介護サービス事業所が、必要に応じて、居宅介護支援事業所等と連携しながら、看護師等の専門職の同行訪問による支援を受けること等が考えられる。具体的には、
  - i 近隣の医療機関・訪問看護ステーションからの派遣を検討し、
  - ii iが困難な場合には、都道府県の介護保険部局と衛生部局が連携の上、都道府県看護協会及び都道府県訪問看護連絡協議会に相談し、調整を行うこと。
- ③ 訪問系の介護サービス事業所の体制等によっては自ら適切なサービスを提供することが困難な場合も考えられるが、その場合であっても、保健所、居宅介護支援事業所等や、必要に応じ、市町村や都道府県にも相談し、当該利用者に必要な介護サービスが提供されるようにすること。

※ 自宅療養者へ訪問介護サービスを提供するにあたり、訪問介護員等への感染リスク軽減の観点から、訪問時間を短縮してサービス提供を行った場合等における臨時的な取扱いについては、厚生労働省が発出している「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的取扱いについて」を参照の上、対応ください。

○ 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」のまとめ（厚生労働省ホームページ）

URL：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045312/matome.html>

## 2 岡山県介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業

URL : <https://www.pref.okayama.jp/page/666457.html>

介護サービス事業所・施設等が、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費について、県が支援を行っています。

### (1) 補助上限

居宅介護支援事業所 148 千円、訪問介護事業所 320 千円 等

### (2) 申請方法等

上記ホームページをご確認ください。

## 3 感染防止対策

URL : <https://www.pref.okayama.jp/page/740196.html>

新型コロナウイルス感染症の感染防止に関する動画や、資料を県ホームページに掲載しています。職員の研修等にご活用ください。